

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前					改 正 後				
(前 略)					<p>附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。</p>				
別表1 (第4条関係) (略)					別表1 (第4条関係) (同 左)				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共 通事務 部	2 課	3 部局	4 部局事務 部・事務室	5 課・ 室	1 共 通事務 部	2 課	3 部局	4 部局事務 部・事務室	5 課・ 室
(略)					(同 左)				
吉田南 構内 共通事 務部	総務課	(略)			吉田南 構内 共通事 務部	総務課	(同 左)		
	経理課	国際高等 教育院	国際高等 教育 院事務部	—		国際高等 教育院 大学院教 育支援機 構	国際高等 教育 院事務部	—	
		(略)					(同 左)		
(略)					(同 左)				
別表3 (第8条関係)					別表3 (第8条関係)				
1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者		1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者	
(略)					(同 左)				
国際高 等教育 院事務 部	Kyoto University International Undergraduate Program に係る事務を統括する こと。	吉田カレ ッジオブ イス事務 室長	国際高 等教育 院長		国際高 等教育 院事務 部	(同 左)			
						医学部 附属病 院事務 部	医学部附属病院総合臨床教育・研修センターが行う事業に係る事務に関し、総務課長を助	総合臨床教育・研修担当課長	総務課長
別表4 (第9条関係) } (略)					別表4 (第9条関係) } (同 左)				
別表5 (第14条関係) }					別表5 (第14条関係) }				